

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和4年12月9日(金)
午前9時55分～午後2時19分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 荒川洋平 副委員長 千葉栄幸
委員 板橋美保 委員 大泉徳子
委員 齋 浩美 委員 及川秀一
委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 意見陳述 小柳博子さん
のため出席
した者
- 6 説明のため 建設部長 村上 諭
出席をした 土木課長 大沼 孝宏
者の職氏名 都市計画課長兼
北釜整備推進室長 渡 邊 文彦
建設部企画員兼
土木課長補佐兼 前 川 健太
地籍調査係長
都市計画課技術主幹
兼公園係長 伊 藤 功
土木課道路建設係長 遠 藤 靖久
土木課道路維持係長 高 橋 誠

7 事務局職員 主

査 菅 原 翔 太

8 付議事件

- (1) 所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査について
- (2) 陳情第2号 増田川河原前橋橋脚改良工事に関する陳情
- (3) 陳情第3号 ゆりが丘地区についての陳情

午前9時55分 開 会

○委員長（荒川洋平） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、建設経済常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

なお、本日の会議に係る資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

それでは、これより現地調査日程に基づき現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩いたします。

午前9時56分 休 憩

午後0時57分 再 開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

それでは、付議事件の（2）陳情第2号 増田川河原前橋橋脚改良工事に関する陳情を議題といたします。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より、陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、その後、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後0時57分 休 憩

○陳情第6号 増田川河原前橋橋脚改良工事に関する陳情

(土木課)

- ・河原前橋は市道旧東道路線の増田川に架かる昭和40年に完成した橋で、橋の諸元については、橋長18.1メートル、幅員5.0メートルのコンクリート製のPC床板橋で、河道内に橋脚を有する二径間の橋梁である。
- ・陳情の内容については、平成6年9月22日発生の集中豪雨の際、河原前橋の橋脚に流木が絡み、増田川の流れがせき止められ、河川が氾濫し、町内会員宅に被害が及んだことから橋脚の除去を目的とした橋梁改良を要望されたものである。
- ・執行部の考えとしては、河原前橋の構造が、昭和40年に架設した橋梁であることから、橋脚のある古い構造であるため、平成6年発生の集中豪雨による河川氾濫の要因の一つであったと考え、流木等への対応が必ずしも十分ではないと判断し、近年のゲリラ豪雨等に備えるため、橋脚を除去することが望ましいと考えている。橋梁の架け替えに係る今後のスケジュールについては、令和5年度から事業に着手し、橋梁の予備設計に1年、詳細設計に1年、架け替え工事に2年を予定している。事業着手から4年程度での事業完了を予定しているが、施工方法等によって、スケジュールが前後する可能性がある。また、設計を進めて行くに当たり、市道旧東道路線の通行止めなど、施工方法等について地域の皆様と話し合いを行いながら橋梁の架け替えについて検討を進める。

問 現存の橋脚を除去することだが、新しい橋は中央にある橋脚を用いない構造にする予定か。

答 新しい橋は橋脚なしの、短スパン構造にしたいと思っている。

問 現状、大雨で橋脚に流木がせき止められる可能性があり、近年雨量が多いと聞いている。それに伴い、現状の川のしゅんせつについての考え方はあるか。

答 増田川は県が管理している河川であるため、上流部の堆積についても県に要望している。令和4年度も仙台土木事務所に要望していて、全部とはいかないまでも撤去するとの話があった。

問 橋の横に水道管が通っていることを確認したが、この計画については水道

事業所と打合せを行っているか。

答 河原前橋の架け替えについて話をしており、橋の架け替えと併せて工事すると打合せしている。

問 橋の東側に南側と北側に雨水対策のゲートがあるが、橋は4年かけて架け替えるとのことである。令和元年の台風19号もあり、平成6年の豪雨もあり、雨水対策を考慮しないといけないと思うが、考え方は。

答 架け替え工事については、前後10メートルが影響区間になる。その範囲内であれば、改良していくことになると思う。

問 地元の方から以前県と打合せをした際に現況の橋の路面を高くするとの話があったそうだが、その辺の内容を聞いているか。聞いている場合は構造的に高さの変更はあるのか。

答 県から路面を高くするとの話は直接聞いていない。設計を進める上で河川には計画ハイウォーターから余裕高を取って、その上に橋桁を架ける。橋桁が厚くなれば道路は高くなるが、今後の設計で決まる。

問 陳情の中になかなか進まない、着工まで待ち続けていると文言があるが、計画では令和5年度に予備設計の予定とのことだが、予備設計も含めて地域の方に架け替え工事が始まったと話す必要があると思うが、その辺の進め方をどのように考えているか。

答 事業を進めるに当たり検討が進んだ段階で、当然地元の方にも説明していきたいと思う。

問 大まかなスケジュールが示され、地元の方は橋の改良を待っているが、予備設計と詳細設計は1年ずつ期間をみないといけないのか。1年にまとめられないのか。

答 地元の方が待ち望んでいることは承知しているが、橋の架け替え工事は予備設計が大事である。詳細設計も含めてできるだけ早く完成できるように努める。

午後1時 7分 再開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

以上で、陳情第2号に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後

の事務事業の執行に当たられますよう、お願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変お疲れさまでした。

暫時、休憩いたします。

午後1時7分 休 憩

午後1時7分 再 開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

これより、陳情第2号について、委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後1時7分 休 憩

○陳情第2号 増田川河原前橋橋脚改良工事に関する陳情

*各委員からの意見

- ・地域の方々は1日でも早い着工を望んでいることから、前倒しで進めるべき。
- ・同じく1日でも早く進めるべきだと思う。また、近くに逆流しそうな水門があったため、前後10メートルが影響区間との話もあったが、水が増えたら逆流すると思うので、橋だけではなく周辺も安全になるよう整備すべき。
- ・陳情書の内容から現地の方としては目に見える形で、1日でも早い着工を望んでいる。目に見える形はまだ先だと思うが、工事に着手する前に計画も含めて現状を小まめに地元の方に周知すべき。
- ・通学路になっているため、地元と併せて学校に対しても説明をし、安全対策を十分にすべき。

*委員会として取りまとめた意見

工事に着工する前から地域の方々や学校に対して説明と調整を行い、工事と併せて周辺の雨水排水施設を整備し、安全対策をした上で1日でも早い着工に努めること。

午後1時10分 再 開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

次に、付議事件の（3）陳情第3号 ゆりが丘地区についての陳情を議題といたします。

この際、調査の進め方について、申し上げます。

初めに、陳情提出者より意見陳述申出書の提出がありましたので、陳情提出

者より意見陳述をしていただきます。

陳情提出者退席後、執行部より、陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位から御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

午後 1 時 1 1 分 休 憩

午後 1 時 4 5 分 再 開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

これより、陳情提出者の意見陳述を行います。

この意見陳述は、去る 12 月 7 日の委員会決定に基づき、陳情提出者から陳情の趣旨等について御説明いただくものであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日、陳情提出者である小柳博子様にお越しいただいております。

小柳様におかれましては、大変お忙しいところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

これをもって、諸般の報告を終わります。

この際、委員各位に申し上げます。

これより、陳情第 3 号の内容について、陳情提出者から御説明をいただき、その後委員各位から質疑をお受けする方法により進めてまいりますので、御了承願います。

意見陳述の前に注意事項を申し上げます。陳情提出者におかれましては、陳情内容から逸脱することなく、御説明ください。陳述いただく時間は 5 分間となります。

また、意見陳述実施要領によりまして、委員に対し、質疑をすることができませんので、予め御了承願います。

また、発言記録の正確性を期すために、録音させていただきますので御了承願います。

なお、御発言は着席のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、陳情第 3 号の内容について、小柳様より御説明と意見の陳述をお

願いいたします。

○陳情提出者（小柳博子） 私は1983年9月12日生まれで、父は北海道、母は東京都育ちでした。母方の実家が神奈川県相模原市南区に居を構えており、父が東京都国分寺市にある株式会社日立製作所の主要研究所に勤めておりました。母の里帰り出産を機に国立病院機構相模原病院で私は生を受けました。その後、父は日立製作所があまりにも日本的な企業で、自由にできないということで、1986年頃からアップルの本社があるアメリカのカリフォルニア州にあるゼロックス社の研究所に正規職員という形で転職して、当時日本ではシリコンバレーといわれるIT企業がたくさんありまして、外国人の中では比較的、日本人で働く方が多く当時のカリフォルニア州のシリコンバレーでは、このようにいわゆる日本的企業の駐在研究員がたくさんおられて、そこにはジャパントウンといわれるようなところもありました。当時4歳で、幼稚園に2年間通い、週末は日本人学校、平日は現地の学校に黄色いバスで通っておりました。

その後、父が国際会議で広島大学の教授にという話がありまして、アメリカから広島県へ移り住みました。それが、1989年ぐらいだったと思います。幼稚園と広島大学のそばにあるとても小さな素朴な田舎の小学校に4年間通って、東広島市立三条小学校という広島県では先端的な教育をしている、東広島市の一番中心にある小学校に1年半通って、1995年8月に父が広島大学から母校である東北大学工学部に着任したので、それと同時に、名取市に引っ越してきました。当時ゆりが丘小学校が開校から三、四年で私は広島県から宮城県に初めて参りまして、西日本は9月1日が始業式ですが、東北は8月26日が始業式だったのをとてもよく覚えております。広島県は比較的平和教育が盛んだったので8月になると原爆の話とか、登校日になると青い空は青いままでという平和教育を常にうたっている校風だったのですが、ゆりが丘に来ましたら全く宿題もないですし、当時小学校6年で生理が始まっていますが、男子が女子のトイレに入っでごみ当番としてそのごみを片づけたり、逆に女子が男子トイレに入って掃除をしたりというような、あまりにも性教育が全くない現状に啞然としました。

今回の陳情としまして、そのような経緯を受けて私は母の出身地である相模原市に2010年から2022年8月10日まで正規職員として勤めてきました。その

間、資産税課3年、育成支援課という名取市でいう市民部の筆頭課で部長の秘書かつ副市長への橋渡しのポジションでかわいがってもらいました。その後、実績が認められて商業観光課でインバウンドの施策をして、その後南子ども支援センターに移動しましたが2017年9月27日に母がくも膜下出血で亡くなって、父がまだ世界的に活躍している中でどうしようかということで、実家に帰ってきました。相模原市と比べて自治体の規模が7分の1……

○委員（齋 浩美） 委員長、時間が1分過ぎていますがいいんでしょうか。

○委員長（荒川洋平） 説明を簡潔にお願いします。意見陳述の時間は5分でしたので、その旨、御理解いただいて要旨に沿った説明をお願いします。

○陳情提出者（小柳博子） ゆりが丘に海に見える丘公園がありますが、1995年から全く変わっていません。トイレも和式ですし、災害時に携帯がつかないと思いますが、関東で東日本大震災を経験した際に、公衆電話がとても役に立ちました。公衆電話が設置されていない現状とか、Wi-Fi機能がついた公衆電話が首都圏では見られます。海に見える丘公園におかれましては目的外使用許可として自動販売機を設置することで高齢者が散歩をした際に日射病対策になるのではないかと思います。他の自治体で道路や橋については積極的にネーミングライツや指定管理をしているところもありますが、名取市では海に見える丘公園についてネーミングライツしていません。また、デジタルサイネージにおいても名取市では全くなく、本来名取駅とかにあるべきです。なとりん号もラッピングバスとして収入を得れば、名取市以外にあるアイリスオーヤマなどの会社も広告を出すかもしれません。

○委員長（荒川洋平） 5分を過ぎているので、小柳さんからの意見はここで終わりにして委員から質疑をする形で進めます。それでは、委員から小柳さんにお聞きしたいことはありますか。及川秀一委員。

○委員（及川秀一） 今住んでいるゆりが丘地区について、一番何が必要か要望があれば教えてください。

○陳情提出者（小柳博子） まず、トイレです。ゆりが丘地区は高齢者が増えていますが、和式では介護が必要な世代では対応できないですし、どんどん家に籠ってお散歩できません。近くの公園に行くことが最後の生きがいになると思うので、お金をかけなくても和式トイレから障がい者も使えるようなトイレ

が1つはないと自治体としてどうかと思います。

○委員長（荒川洋平） 及川秀一委員。

○委員（及川秀一） 今の話は、ゆりが丘の海の見える丘公園に和式ではなく洋式のトイレが欲しいということでしょうか。

○陳情提出者（小柳博子） そうです。

○委員長（荒川洋平） 時間が大幅に過ぎております。この後、執行部の聞き取り調査や取りまとめを行う時間がありますので、意見陳述を終了いたします。小柳様にはお忙しいところ本委員会に御出席いただきありがとうございました。引き続き執行部からの聞き取り調査を行います。

午後 1時57分 休憩

○陳情第3号 ゆりが丘地区についての陳情

（都市計画課）

- ・海の見える丘公園はゆりが丘五丁目と一丁目にかけての公園で大規模造成されたゆりが丘地区に平成4年度から供用を開始した。面積は約7万3000平方メートルで約3万平方メートルが一般的に立入りできる箇所となっている。主な施設はテニスコート2面、遊具が2か所、広場が1か所、健康器具1か所、男女別々のトイレ、駐車場となっている。
- ・陳情に関する考え方として、現在名取市内の公園で自動販売機が設置されているのは、美田園中央公園、増田防災広場、十三塚公園であり、災害時には飲料水として提供を頂くなどの協定を設置業者と結び、業者より設置の要望を受けて目的外使用許可により自動販売機を設置している。海の見える丘公園については、業者からの設置要望は今のところないが、改めて業者に設置可能か打診したところ採算が合わないため、設置は検討できないとの回答を頂いている。
- ・ネーミングライツについて、市として施設にネーミングライツが必要な場合は実施するという考えはあるが、海の見える丘公園については団地造成以来、住民に慣れ親しんだ名称であり、また、ネーミングライツについての申出を受けたことはない。現時点において、名称については市民から愛されているものと考えており、ネーミングライツの対象にすることは考えておらず、ネーミングライツを希望する話もない。

- デジタルサイネージによる広告収入について、市としては話があれば収入を得るため設置してもらおうという考えはあるが、市で直接デジタルサイネージを設置して広告収入を得ることは現時点では考えていない。そういう話があれば目的外使用で設置することは不可能ではないが、広告の内容について公園にふさわしいというものがあるので、話があれば検討するが現時点で市自らが設置する考えはない。
- トイレについて、現状新設のトイレを作る場合は和式は考えず洋式のみを考えている。将来的には改修に併せて、洋式化にすべきと考えているが、現状すぐに改修は難しいと考えている。
- W i - F i について、屋外での設置は災害時や観光客誘致への利用を想定し設置している自治体があることは承知している。市としては、W i - F i を避難所となっている施設に設置する検討を行っており、屋外については検討の段階ではない。
- 公衆電話について、東日本電信電話株式会社が設置するが、設置できるか問合せをしたところ、新規での設置はしておらず、逆に減らしているとの回答があった。減らしている理由については、維持管理費を減らしたうえで災害用の公衆電話を設置するための事業に方針を転換しており、公衆電話の設置は難しい。
- テニスコートの予約について、現在登録制でゆりが丘公民館で受付・予約をしており、まず使用を希望する場合は、団体、個人に関わらず登録していただき、貸出しをしている。貸出しについては窓口において連続での予約を避けるため、鍵を返却しないと次の予約はできないとの運用をしている。陳情にあるウェブでの予約については、個々の施設に関わらず、利用者の利便性を考えて何らかの対応が必要と考えており、検討課題と捉えている。

問 愛島小学校に災害用の公衆電話が設置されているみたいだが、ゆりが丘小学校にはあるか。

答 確認していない。

問 今どきは携帯電話も普及されて、W i - F i 環境があればいいと思うが、通信がつながるかも重要であり、また非常用電源の確保が必要だと思う。災害用電話を公園には置けないが、学校や公民館に置く検討をする余地は

あるか。

答 災害用電話について、場所や方針については、担当課である防災安全課と情報共有したい。

問 新設のトイレは洋式とのことだが、現在ある和式トイレの数は。

答 30 ブースで12か所の公園に和式トイレがある。

問 現地調査で聞いたときに年次計画はないとのことだが、実施計画に記載のある冬季閉鎖の工事と洋式化の工事は別の工事か。

答 実施計画に掲載している工事は冬季の使用のサービスの向上を目的としており、洋式化とは全く別の工事で予算規模が全然違ってくる。

問 テニスコートの利用について、土日に使いたい場合に利用者は金曜日に鍵を取りに行かないと使えないのか。土日に使いたくても平日に鍵を取りに行けない場合は、使えないのか。

答 土日利用する場合は金曜日に鍵を取りに来てもらう運用であるが、金曜日に取りに来るのが難しい場合は、木曜日に来てもらうなど公民館の職員も利用者の事情を考慮して柔軟に対応している。

問 平日に取りに行けない場合は、貸出しができないということも踏まえて鍵をダイヤルロックに変えるなど土日も使えるような検討が必要だと思うが、どうか。

答 利用者の利便性については検討したい。

問 全国的な流れとして、公園にデジタルサイネージを設置する流れはあるのか。

答 そういう傾向はない。県内ではグランディ・21 宮城県総合運動公園の1か所にのみ設置されている。

問 トイレの屋根がさびており、傷んでいるようだが洋式化だけではなく建物の管理修繕は定期的に考えてあるものはあるか。

答 公園について遊具関係は長寿命化計画に基づき修繕しているが、建物の計画的な修繕は今の段階ではしていない。

午後2時16分 再開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

以上で、陳情第3号に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますよう、お願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変お疲れさまでした。

暫時、休憩いたします。

午後 2 時 1 6 分 休 憩

午後 2 時 1 6 分 再 開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

これより、陳情第 3 号について、委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後 2 時 1 6 分 休 憩

○陳情第 3 号 ゆりが丘地区についての陳情

*各委員からの意見

- ・トイレの洋式化については、現在和式の 12 か所の年次計画をしっかりと立てて優先的に取り組むべき。テニスコートについては、利用者の利便性が向上する予約方法等を検討すべき。
- ・トイレについては、長寿命化計画に含まれていないとのことで、洋式化は大規模な工事になりかねないし、傷んでいる建物も計画を立てて更新に取り組むべき。

*委員会として取りまとめた意見

トイレは洋式化だけではなく建物の修繕も含めて計画を立て取り組むこと、テニスコートの予約については利用者の利便性が向上する方法を検討するよう努めること。

午後 2 時 1 8 分 再 開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情第 2 号及び陳情第 3 号の調査に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒川洋平） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は、12月15日木曜日午前10時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集くださいますようよろしくお願ひいたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時19分 散 会

令和4年12月9日

建設経済常任委員会

委員長 荒川洋平